

松本都市計画 島高第一地区 地区計画

平成 12 年 12 月 8 日決定 松本市告示第 400 号

区域の整備・開発及び保全の方針	名称	島高第一地区 地区計画
	位置	松本市大字島内字川原の一部の区域
	面積	約 2.2 ha
	地区計画の目標	<p>本地区は、松本市の中心部より北西に約 4.0km の地点にあり、組合施行の土地区画整理事業により、道路(W = 5 ~ 6 m)、公園(1ヶ所)、上下水道等の公共・公益施設を中心とした整備が行われている。</p> <p>そこで、造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図り、緑豊かな市街地の形成をめざす。</p>
	土地利用の方針	本地区全体を良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とする中低層住宅地区として整備、誘導を図る。
	建築物等の整備方針	<p>本地区全体を中低層住宅地区として位置づけて、良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とし、敷地の最低限度の規制、敷地内の空地の確保、垣・さくの整備、敷地内の緑化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策によりゆとりを持った良好な住環境の形成への規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。</p> <p>意匠については、「松本市建築物・広告物等デザインマニュアル」の内容に沿った建築物、工作物を誘導する。</p> <p>敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めると共に、枝等がはみ出さないよう、管理に努めるものとする。</p>
その他保全の方針	<p>本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のことを誘導する。</p> <p>ゴミ置き場は、設置しない。</p> <p>必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。</p> <p>道路のすみ切り部分(交差点内)は、自動車の出入り口としない。</p>	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 カラオケボックス、ゲームセンターその他類似施設 4 麻雀屋、パチンコ屋、射的場 5 共同住宅で、床若しくは壁又は戸で区画された一戸の床面積が39㎡以下の建築物 6 長屋で、床若しくは壁又は戸で区画された一戸の床面積が39㎡以下の建築物 7 畜舎で、床面積の合計が15㎡を超えるもの 8 建築基準法施行令第130条の9に定める数量以下の危険物（石油類を除く。）の貯蔵及び処理施設
		敷地面積の最低限度	165㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁（出窓及び戸袋を除く。以下同じ。）又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.5m以上、その他隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。 但し、以下のいずれかに該当するものを除く。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 2 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内の建築物の部分 3 床面積の合計が10㎡以内の建築物 4 床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分 5 ゴミステーション 6 その他地区施設内の建築物
		建築物等の高さの最高限度	12m
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から奥行1.5mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 1 生垣 2 敷地の前面道路面から高さ0.6m以下の土留め擁壁、石積み等。ただし、0.7m以上の植栽可能な空地を設け設置する敷地の地盤面から0.3m以下のものは、この限りでない。 また、東日本旅客鉄道株式会社大系線に接する道路（すみ切り部分を含む。）の境界線については、この限りでない。 3 敷地地盤面から高さ1.5m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさく 4 2で設置したものの上にフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもので、敷地の前面道路面から高さ1.5m以下のもの 5 2のうち、片側の幅1.5m以下の門柱及びその他これらに類するもので、高さ1.5m以下のもの

「区域は、計画図表示のとおり」

梓橋子供運動広場
589.4

島高第一地区 地区計画 計画図

国土交通省千曲川
工事事務所
松本出張所

凡 例
地区計画区域

